

神奈川県立かながわ男女共同参画センター男女共同参画支援室貸付要領

(趣旨)

1 この要領は、神奈川県立かながわ男女共同参画センター（以下「センター」という。）の男女共同参画支援室（以下「支援室」という。）の貸付け等について、神奈川県立かながわ男女共同参画センター条例（昭和57年3月30日神奈川県条例第3号）及び神奈川県立かながわ男女共同参画センター条例施行規則（昭和57年5月15日神奈川県規則第36号）（以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(貸付けの基本)

2 貸付けの基本については、次のとおりとする。

(1) 貸付予定日の3箇月前までに、センターの自主事業等での使用予定がない時間帯を対象とする。

(2) 次の項目をすべて満たす団体を貸付けの対象とする。

ア 女性の自立と男女のあらゆる分野への参画を促進することを直接の目的としていること。

イ 事前に利用団体登録をされていること。

(対象施設等)

3 この要領の対象となる支援室は、次表のとおりとする。

支援室名	室数	定員
男女共同参画支援室A（合同庁舎2階東側）	1	27名
男女共同参画支援室B（合同庁舎2階西側）	1	27名
男女共同参画支援室C（別棟南側）	1	30名
男女共同参画支援室D（別棟北側）	1	30名

(貸付けの範囲)

4 支援室の貸付けの範囲は、次表のとおりとする。

支援室名	範囲
男女共同参画支援室A、B、C、D	男女共同参画に資する各種会議、研修会、集会、学習会、講座、交流会、その他これらに類するもの。

(申込み受付時間)

5 申込み受付時間は、開館日の午前9時から午後5時までとする。

(申込み受付期間)

6 申込み受付期間は、次表のとおりとする。

支援室名	受付期間
男女共同参画支援室A、B、C、D	利用日の3箇月前の同日（3箇月前の同日がない場合及び、休館日の場合は、直後の開館日）から利用日の当日まで。

(利用日数の限度)

7 同一の利用団体による利用日数の限度は、次表のとおりとする。

支援室名	利用日数の限度
男女共同参画支援室A、B、C、D	1箇月に原則5日まで。（利用の時間、部屋数は不問）

(利用時間)

8 利用時間は、次のとおりとする。

(1) 利用は、開館日の午前9時から午後9時まで（土曜日、日曜日は午後5時まで）とする。

(2) 利用時間は、2時間単位（午前9時から午前11時、午前11時から午後1時、午後1時から午後3時、午後3時から午後5時、午後5時から午後7時、午後7時から午後9時）とする。

(3) 利用時間には、準備及び後片付けの時間を含むものとする。

(利用申込み)

9 利用申込みについては、次のとおりとする。

- (1) 申込者は、電話又は窓口において必要事項（団体名、登録番号、申込者氏名、連絡先、利用目的、利用希望の施設及び利用日時等）をセンター職員（以下「受付者」という。）に申し出て、施設の空き状況を確認することができる。
- (2) 受付者は、申込者からの申し出により仮予約を受け付ける。ただし、利用の可否については、次号及び10の規定による手続きにより効力を生ずるものとする。
- (3) 申込者は利用前までに、かながわ男女共同参画センター男女共同参画支援室利用申込書（規則第1号様式）（以下「利用申込書」という。）を神奈川県立かながわ男女共同参画センターの長（以下「所長」という。）へ提出する。ただし、当該支援室の利用に伴い託児を依頼する場合は、当該託児に係る託児依頼申込書を提出する前までに利用申込書を提出する。

(利用承認通知書の交付)

10 所長は、申込者から提出された利用申込書を承認する場合、かながわ男女共同参画センター男女共同参画支援室利用承認通知書（規則2号様式）を利用前までに交付する。

(使用料の徴収方法)

11 使用料については、現金により利用当日の利用前に徴収するものとする。

(鍵の貸出し)

12 鍵の貸出しについては、使用料の支払確認後に行う。貸出開始の時間については、利用時間からとする。

(申込みの変更及び取消し)

13 利用申込書提出後の申込みの変更及び取消しについては、次のとおりとする。

- (1) 申込みの変更及び取消しについては、電話又は窓口で利用前日までに申し出なければならない。
- (2) 年度中の当日及び無断のキャンセルについては、次表のとおり貸出停止期間を設ける。

当日キャンセル、無断キャンセルの回数	貸出停止期間
1回目	なし
2回目	翌日から30日間
3回目以降	翌日から90日間

(終了後の確認)

14 受付者は、鍵を受領し、必要に応じ部屋の確認を行う。

(その他)

15 この要領に定めるもののほか、支援室の貸付け等に関し必要な事項は、所長が定める。

附 則

この要領は、平成27年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年9月1日から施行する。